

令和8年度第1回新潟県地域医療構想調整会議

次 第

日 時：令和8年9月17日（木）18:00～

場 所：新潟県庁行政庁舎 201 会議室
（オンライン併用）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1） 現行の新潟県地域医療構想の総括
- （2） 新たな地域医療構想の概要と本県の対応方針
- （3） 構想区域の点検と見直しの検討

4 閉 会

<配布資料>

資料1 : 現行の新潟県地域医療構想の総括

資料2 : 新たな地域医療構想の概要と本県の対応方針

資料3 : 構想区域の点検と見直しの検討

参考資料：本県の医療・介護に関する基礎データ

令和8年度新潟県地域医療構想調整会議 構成員

(敬称略)

役職名等	氏名	備考
新潟大学医学部長	佐藤 昇	現地
新潟県医師会 会長	堂前 洋一郎	現地
新潟県病院協会 会長	菊地 利明	現地
新潟県精神科病院協会 副会長	坂本 隆行	オンライン
新潟県歯科医師会 会長	松崎 正樹	オンライン
新潟県薬剤師会 会長	荻野 構一	現地
新潟県看護協会 会長	池田 良美	現地
新潟県老人福祉施設協議会 会長	山田 淳子	オンライン
新潟県介護老人保健施設協会 会長	荒川 太郎	現地
新潟県介護支援専門員協会 会長	池内 明	現地
新潟県保険者協議会 委員	角田 宏夫	現地
新潟県市長会 地域医療対策特別委員会 委員長	高橋 邦芳	オンライン
新潟県町村会 会長	品田 宏夫	オンライン
新潟県消費者協会 会長	山崎 和美	オンライン
地域医療構想アドバイザー	鈴木 榮一	現地
地域医療構想アドバイザー	藤田 信也	現地
地域医療構想アドバイザー	井口 清太郎	現地
地域医療構想アドバイザー	小柳 亮	現地
地域医療構想アドバイザー	太田 求磨	オンライン

令和 8 年度新潟県地域医療構想調整会議 事務局出席者

所属	役職	氏名
福祉保健部	部長	中村 洋心
	副部長	小川 智子
	副部長	浅見 裕之
地域医療政策課	課長	小松 正隆
	地域医療整備室長	宮崎 貴之
	政策企画員	行方 太郎
	主任	由良 叡識
	主任	宮川 龍之介
医師・看護職員確保対策課	課長	中丸 昌雄
	医師確保企画係長	山賀 大輔
高齢福祉保健課	課長	駒見 幸子
	副参事 (高齢化対策係長)	大野 亜紀
	政策企画員	渡部 容子
障害福祉課	課長	石坂 陽子
	いのちとこころの支援室長	福島 健市
	政策企画員	阿部 信行

新潟県地域医療構想調整会議設置要綱

（目的）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14第1項の規定に基づき、新潟県地域医療構想の推進のために必要な事項について協議するため、新潟県地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 新潟県地域医療構想の策定に関すること
- (2) 県全体の医療提供体制の現状・課題の把握・共有及び対応方針に関すること
- (3) 各構想区域の地域医療構想調整会議における協議状況の共有、広域的な調整及び必要な助言に関すること
- (4) 入院医療、外来医療、在宅医療、介護との連携及びその他医療提供体制の確保に関すること
- (5) その他本県における新潟県地域医療構想の推進に関すること

（構成員等）

第3条 調整会議の構成員は、次に掲げる者から、福祉保健部長が依頼する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体その他の医療・介護関係者
- (2) 市町村
- (3) 医療保険者
- (4) 住民代表
- (5) 地域医療構想アドバイザー
- (6) その他本県の実情に応じて必要と認められる者

（議長）

第4条 調整会議に議長を置く。議長は、構成員の互選により定める。

- 2 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、その職務を代理するものを指名することができる。

(運営)

第5条 調整会議は公開を基本とするが、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

2 調整会議では、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

3 調整会議に、分科会を設置することができる。

(招集)

第6条 調整会議は、福祉保健部長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、地域医療政策課、医師・看護職員確保対策課、高齢福祉保健課及び障害福祉課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、調整会議において別に定める。

附則

この要綱は、令和8年9月9日から施行する。